

第5 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画策定後、国や県関係機関、関係団体等で構成する「(仮称)防府市再犯防止推進協議会」を設置し、情報共有を図るとともに当面する課題への対応等、本計画に掲げる取組を推進します。

2 財政上の措置

本計画において施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

また、国、県等の支援制度についても積極的に活用します。